

議 題 ・ 課 題 等 提 案

桑名広域清掃事業組合

目 次	頁
新たなごみ処理施設整備に向けて	
現 状	1
課 題	2
今後の方針	2

I. 新たなごみ処理施設整備に向けて

1 現 状

これまで桑名広域清掃事業組合では、環境への負担を軽減しつつ、限りある資源を有効に利用する資源循環型社会に資するため、可燃ごみの中間処理としてごみ固形燃料(RDF)の製造という手法を推進してきました。

しかしながら、平成 23 年 4 月開催の三重県 RDF 運営協議会において、平成 32 年度末に県主体の RDF 焼却・発電事業を終了することが確認された。

このため、当組合では、平成 33 年度以降の可燃ごみの処理方法等の検討が必要になったことから、「ごみ処理のあり方調査検討委員会」を設置し、将来のごみ処理のあり方に関する検討を行い、RDF 化施設に替わるごみ処理施設の整備を行うことを確認した。

その後、平成 26 年度から計画段階に入り、「ごみ処理施設整備検討委員会」、「ごみ処理施設整備専門委員会」で検討を重ね、平成 27 年 9 月に「ごみ処理施設整備計画」を策定した。

そして現在、「ごみ処理施設整備専門委員会」で事業手法及び事業範囲の審議・審査を進めているところである。

さらに、新ごみ処理施設の建設にあたり、適正な環境の保全を確保するため、三重県環境影響評価条例に基づく準備書・評価書の作成段階に進んでいる。

ごみ処理施設整備計画の概要

1. 共同処理区域（組合構成市町）は、桑名市・木曾岬町・東員町
2. 新施設建設予定地は、旧焼却処理施設の跡地を利用
3. 災害廃棄物等を含めた施設規模は、174 t / 日 (87 t / 日 × 2 炉)
4. 処理方式は、ストーカ方式(燃焼処理方式)とし、灰は外部で資源化処理を委託
5. 環境保全措置は、施設から発生する公害を防止し、周辺環境への影響を最小限にするため、関係法令等より厳しい自主規制を定める
6. 災害発生後においても、ごみ発電設備により、支障をきたすことなく通常運転が可能
7. 余熱利用は、優先的にプラント設備等に利用し、残りは発電し売電

財政状況の悪化

税収の伸び悩みにより歳入が増えない一方、公債費、社会保障関係費、社会資本の維持更新需要の増大といった義務的経費の増加により、歳出は増加し、国・地方ともに財政状況は厳しくなっております。また、官民の役割分担においても、職員数が削減された状況下において、公共に求められる要請・要望は多様化しており、公共サービスのあり方を見直す時期に来ているといえます。

建設費の高騰

建設業界では、東日本大震災の復興や東京オリンピック、リニア中央新幹線、東海環状自動車道等の影響で、労働者・技術者の不足、資機材の高騰が続いており事業者選定に予断の許さない状況が続いている。

事業手法及び事業範囲

本事業をPPP（パブリック・プライベート・パートナーシップ：包括的民間委託、DBO、PFI）として実施する場合、設計・建設期間の短縮化、売電業務、主灰・飛灰処理物等の業務について民間事業者の提案に委ねることを想定しておりますが、事業者選定にあつては提案評価の具体的な方法や公平性が確保されるよう、今後整理が必要となる。

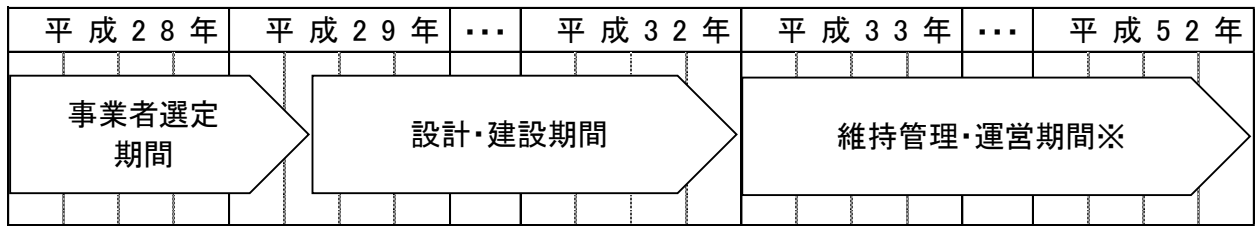
着実な事業進捗

三重県廃棄物対策局・企業庁とともに、構成市町担当職員による「ごみ処理施設整備検討委員会」及び専門的・技術的知見を有する学識経験者等による「ごみ処理施設整備専門委員会」と連携を図り、着実な事業の推進を目指す。

28年度の主な業務

- ごみ処理施設整備事業支援業務
 - ※1 第3期地域計画の策定
 - ※2 事業者選定の実施方針の公表
 - ※3 事業者選定までの一連の作業
- ごみ処理施設事業に係る環境影響評価業務
 - ※1 準備書の策定(広告・縦覧、住民説明会)
 - ※2 評価書の策定(広告・縦覧)

■ 施設整備スケジュール（予定）



※工期短縮の提案があった場合、維持管理開始年月は前倒しとなります。